

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

公表日

平成27年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則」、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」等に基づき、都内に居住地を有する精神障害者の精神障害者保健福祉手帳の交付(新規・更新・等級変更)、再交付、返還、居住地変更、氏名変更等の事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、上記規定に従い、次の事務に使用する。</p> <p>①台帳管理 ②精神障害者保健福祉手帳の交付(新規・更新・等級変更)、再交付、転入事務 ③精神障害者保健福祉手帳の返還(有効期間内の死亡・返上・都外転出) ④記載事項変更事務</p> <p>・都が発行する手帳及び通知等には、個人番号は記載しない。</p>
③システムの名称	精神障害者保健福祉手帳発行システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第14項 内閣府総務省令第5号第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法19条第7号 別表第二の第16項、27項、28項、31項、54項、55項、56項の2、57項、79項、106項、116項(主務省令未発出) 別表第二の第25項 ・内閣府総務省令第7号 第12条第1号二、第12条第3号二、第20条第2号口、第21条第1号口、第21条第2号口、第22条第1号口、第28条第1号口、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号口、第42条第2号、第53条第1号口、第53条第2号口、第53条第3号口 第18条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課
②所属長	課長 菅原 誠
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒156-0057 東京都世田谷区上北沢2-1-7 電話03-3302-7739

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

